金利スワップ取引清算業務における適格担保の追加等に係る制度要綱

２０２３年１２月１４日
株式会社日本証券クリアリング機構

Ⅰ．趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務において、既存の清算参加者等の利便性向上及び多用な清算委託者の参加を念頭に、適格担保として米ドルを追加するため、所要の制度整備を行う。

Ⅱ．概要

項目	内 容	備 考
１．米ドルの適格担保への追加	・ 金利スワップ取引清算業務における適格担保の対象に、米ドルを追加する。 ・ 米ドル担保は、金利スワップ清算基金、当初証拠金、委託当初証拠金又は破綻時証拠金として預託可能とする。	・ 現在の適格担保は、日本円、国債証券及び米国財務省証券。 ・ 変動証拠金は、日本円のみ認める。
２．米ドル担保の振替及び管理		
（１）米ドル担保の振替	・ 清算参加者と当社との間の米ドル担保の差入れ及び返戻は、当社が指定する銀行に設けられた当社名義の口座への振込みにより行うものとする。 ・ 米ドル担保の預託及び返戻は１ドル単位とする。	・ 清算参加者の米ドル担保の授受で利用する口座開設先は、当社が指定する銀行とする。 ・ 米ドル担保の預託にあたっては事前に当社に所定の届出を行うものとする。 ・ 清算委託者は、受託清算参加者を通じて米ドル担保の預託を行う。
（２）米ドル担保の管理	・ 清算参加者及び清算委託者から預託を受けた米ドル担保については定期的に信託設定を行う。 ・ 米ドル担保の運用方法は、以下のとおりとする。	

※本資料の全部又は一部を株式会社日本証券クリアリング機構に無断で複製又は転載することはできません。

項目	内 容	備 考
	① 金融機関に対するリバースレポ取引	・ ①について、担保として受け入れる有価証券は、米国財務省証券または米国政府機関債とする。
	② 清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金（以下「清算基金等」という。）を信託している信託銀行、当該信託銀行の関係会社若しくは米ドル担保の授受で利用する市中銀行への銀行勘定に対する貸付、普通預金	
	③ 清算基金等を信託している信託銀行又は当該信託銀行の関係会社のカストディ口座への預け金	・ 原則として、預託された米ドル担保の全額を①による運用とすることとするが、金利環境の変化等が生じた場合の対応については、必要に応じ別途検討する。
３．米ドル担保の評価	・ 米ドル担保の時価を円貨に換算する際に用いる為替レートは、前々営業日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の１米ドル当たりの円貨額とする。	・ 米ドル担保の掛目は、定期的に見直しを行う。
４．米ドル担保の運用により生じた収益又は損失の取扱い	・ 当社は、預託を受けた米ドル担保を運用することができ、当該米ドル担保の運用により収益が生じた場合、当該収益は当社に帰属するものとする。この場合、当社が別途定める金額を控除した残額を、米ドル担保の利息として、各清算参加者及び各清算委託者が米ドルにより預託している証拠金等の合計額を当社が公示により定める期間において平均した額に応じて按分して付与することができるものとする。	

※本資料の全部又は一部を株式会社日本証券クリアリング機構に無断で複製又は転載することはできません。

項目	内 容	備 考
	・　当社は、前項の規定により算出された利息を各清算参加者及び各清算委託者に支払うものとする。	
	・　米ドル担保の運用により損失が生じた場合、当該損失は当社に帰属するものとする。この場合、米ドル担保の運用により生じた損失は、各清算参加者及び各清算委託者が負担するものとする。	・　損失の負担方法は別途定める。
	・　各清算参加者及び各清算委託者が負担する額は、米ドル担保の運用により生じた損失額を当社が定める日時における各清算参加者及び各清算委託者が米ドルにより当社に預託している証拠金等の合計額に応じて按分した額とする。	
５．米ドル担保の換価処分	・　当社が、米ドル担保を預託する清算参加者の破綻等を認めた場合は、清算参加者又は当該清算参加者に清算取次ぎを委託する清算委託者から預託を受けた米ドル担保を当社が相当と認める方法、時期、為替等により換価処分したうえで、その取得金からこれらの処分等に要した費用を控除した残額を、当該清算参加者の当社に対する債務の弁済に充当し、又は損失の補填に充てることができるものとする。	・　米ドル担保を預託する清算委託者が、承継清算参加者へ清算約定（委託分）及び預託済み担保を承継する場合は、換価処分は行わない。
６．手数料	・　当面の間、米ドル担保の保管等に係る手数料は課さないこととする。	

※本資料の全部又は一部を株式会社日本証券クリアリング機構に無断で複製又は転載することはできません。

Ⅲ．実施時期

２０２４年４月１日（予定）から実施する。

以　上

※本資料の全部又は一部を株式会社日本証券クリアリング機構に無断で複製又は転載することはできません。